

# 大阪府エイズ対策基本方針について

## <策定根拠>

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）
- ②感染症の予防の施策の実施に関する計画⇒大阪府感染症予防計画（感染症法第10条に基づき策定）
- ③後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（感染症法第11条に基づき策定）

大阪府エイズ対策基本方針：策定・改定時期①平成8年12月②平成24年10月③平成30年2月④令和8年3月末施行予定

## <位置づけ等>

- 「大阪府感染症予防計画」を補完する方針で平成8年12月に策定（本府エイズ対策にかかる課題を明確にし、政策的な方策をまとめたもの）
- 国の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」のを踏まえ（最新：令和7年11月改正）、本府のHIV・エイズを取り巻く状況の変化と地域の実状に沿って改定する（最新版：第三版） ※改定方針：国の指針の改正内容を踏まえて見直す

## <施策の方向性（第三版より抜粋）>

- 本府の実状に即したHIV「感染予防」及び「まん延防止」
- 医療を提供する体制の確保
- 人権の尊重及び個人情報保護

## <重点施策（第三版より抜粋）>

- 正しい知識の普及啓発及び教育、保健所等における検査・相談体制の充実、HIV陽性者の人権を尊重した良質かつ適切な医療・介護サービスの提供

# 後天性免疫症候群に関する特定感染症予防指針の改正ポイント

## 第一【人権の尊重】 偏見・差別の撤廃（重要性の強調のため第六の位置づけから変更）

### （ポイント）

- 感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることを確保する。

### （改正内容）

- 多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善に寄与すると認識することが重要である旨を記載。
- U=Uを含む最新の正しい知識の習得が十分でないことによって診療やサービスの提供を拒否することは偏見・差別に当たることの記載。

## 第二【原因の究明】 実態把握等の継続・強化

### （ポイント）

- 対策の実施に当たって特別な配慮を必要とする人々における実態把握等を継続するとともに、モニタリング体制を強化する。

### （改正内容）

- UNAIDSが提唱しているエイズ対策の鍵となる人々（キーポピュレーション）に基づき、日本における鍵となる個別施策層について記載。
- 医療機関・研究班・NGO等と連携したモニタリングの重要性を記載。

## 第三【発生の予防及びまん延の防止】 複合的な対策による予防、検査・相談体制の強化

### （ポイント）

- コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U=Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により感染予防及び感染拡大の抑制を図る。また、曝露前予防（PrEP）を使用できるよう、研究を推進し、効果的な導入方法について検討していくことが必要。

### （改正内容）

- U=Uの理解を深め、一人一人が感染状態を知ることで、早期受診・治療継続につながり新規感染が抑制される旨を記載。
- PrEPは適切に使用すれば予防効果が高く、感染予防に有用な手段の一つである旨を記載。
- 早期診断につなげるため、保健所等は、利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討することを記載。
- 普及啓発及び教育においては、最新の正しい情報・知識を提供し、行動変容を促す要素を取り入れることを記載。

## 第四【医療の提供】 長期療養を見据えた医療体制の整備

### （ポイント）

- 長期的な療養を要する患者の増加を踏まえ、HIV感染症の診療について、より地域に根差した環境で提供できる体制を構築する。

### （改正内容）

- 地域の医療機関の機能分担による診療連携の充実を図り、包括的な体制を整備することを記載

# 大阪府エイズ対策基本方針(第三版)に沿って実施してきた取組及び現在の課題

## <現行版に基づき実施してきた具体的な取組>

### 1. 府の実状に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策

- ① HIV検査普及週間・世界エイズデー等を活用しての一般府民に対する啓発資材(作製・更新)やデジタルサイネージ等のメディアを活用した広報活動
- ② エイズ予防週間実行委員会による啓発動画作製・SNS広告配信・キャンペーンの実施
- ③ NGOとの連携による個別施策層に対する啓発資材の配付・講習会・検査の実施
- ④ NGOとの連携による個別施策層向けサイト・SNS配信等を活用した検査のPR
- ⑤ 保健所・学校・介護福祉関係機関の職員に対するHIV/エイズ、性の多様性等に係る研修会の開催
- ⑥ 保健所における学校・医療機関・介護福祉機関・行政機関等への啓発資材の配付及びHIV/エイズに係る情報発信
- ⑦ 府庁関係部局との連携による介護福祉機関・企業への講義の実施
- ⑧ 外国人向け啓発資材の作製、外国人電話相談、外国人HIV陽性者への通訳者派遣
- ⑨ 一般府民へのエイズ発生動向調査等の結果の分析に関する情報の公開

### 2. 医療提供体制の確保のための施策

- ① 府医師会への委託・歯科医師会等との連携による医療従事者向け研修会の開催
- ② 府医師会への委託による府医師会と各拠点病院との連絡会議の開催
- ③ 地方ブロック拠点病院・府内自治体との連絡会議によるHIV陽性者に対する医療・介護体制の検討
- ④ 各拠点病院による一般医療機関における針刺し事故時の感染防止体制の整備

### 3. 施策目標の設定および施策の評価

### 4. その他エイズ対策の推進に係る重要施策(人権の尊重及び個人情報保護、関係機関及び関係機関団体との連携)

- ① 介護福祉関係者・医療従事者に対するHIV陽性者への理解(人権の尊重)促進のための研修会の開催

## <本府の課題>

- 府保健所の受検者数の伸びが止まっていることから、外部委託・郵送検査によるHIV等検査事業体制の充実化及び検査案内の強化
- 外国人対応として、受検しやすい体制づくり、効果的な受検勧奨、知識の普及啓発、HIV陽性者への医療通訳者の確保
- 「新規HIV感染者数」「いきなりエイズ率」を下げるための個別施策層及び一般府民(若年層)への啓発・教育の推進
- 在宅医療を含む身近な地域における診療(腎透析、精神、歯科診療等)場所の確保・拡充
- 保健所等における介護・福祉関係者に対する普及啓発の強化

## <国の指針の改正に沿った本府基本方針の改定ポイント（案）>

### 1. 人権の尊重及び個人情報の保護（単独で第一の項目として挙げる）

① HIV陽性者に対する適切かつ必要な医療・福祉サービスの確保、多様性・U=U等の府民の理解促進による偏見・差別の解消

### 2. 府の実状に即したHIV感染の予防 及び まん延防止のための施策

① 新規感染者数を抑制するために、U=Uの理解促進による早期受検・受診を図る

② 感染予防に有用な手段であるPrEPについて、国の今後の効果的な導入方法に関する研究の成果を踏まえ、情報提供方法等について検討

③ 早期受診・診断につなげるための、利便性の高い検査（郵送検査、外部委託）の実施・充実化及び広報の拡大

④ 検査・相談時の外国人（多言語）対応の充実化

⑤ 教育庁や大学との連携強化により、生徒・学生へ、行動変容を促す要素も含めた正しい情報・知識の提供を図ることや、保健所等が教職員による教育に積極的に関わる必要性

⑥ 府施策のキーポピュレーション（個別施策層）の実態把握及び施策への反映

⑦ 国のケアカスケードに関する数値の把握及び施策への反映

### 3. 医療提供体制の確保のための施策

① 地域の医療機関で、HIV感染症の診療や合併症の治療・ケアを受けらる体制の整備

② 医療・介護従事者に対して人権の側面からも正しい知識を普及し、サービスの受入促進を図る

### 4. 施策の目標設定・評価及び関係機関との連携

① 施策の評価におけるHIV陽性者・個別施策層（当事者）の関与

② 関係機関の例として、介護・福祉関係機関（団体）を明記

## <本府の課題・基本方針の改定ポイント（案）に沿った今後の方向性>

● 府内NGO等の連携による外部委託検査（3種類）や郵送検査の仕組・広報についての再検討、検査時のPrEPの情報提供方法の検討

● 府内NGO等との連携による、検査時や普及啓発に使用できる多言語版資材、外国人陽性判明後の初診時等の医療通訳者派遣体制に関する検討

● 府保健所・府内NGO・教育庁等との連携による、個別施策層・若年層に対しての「より効果的な検査案内・教育」に関する検討

● 様々な会議や連絡調整等の機会等を活用しての、府医師会や大阪透析医会、府歯科医師会、府内のHIV陽性者診療機関とのHIV陽性者支援体制の検討

● 府保健所・関係他部局・各拠点病院との連携強化による、HIV陽性者に対する個別支援・地域支援（関係機関への研修会・情報提供（U=Uも含む）等）に関する検討